

【図表2】高等教育政策と大学設置基準改正の流れ ※□は、特に転機となった答申等とそれを受けての改正の例

西暦	和暦	主な関連する中教審答申等や報告書、各団体の提言等	主な大学設置基準等の改正の例
1947	S22	大学基準協会設置、大学基準決定	
1956	S31		大学設置基準設定・公布(大学設置に必要・最低基準、認可後は継続的な水準向上に努める)
1986	S61	4月「教育改革に関する第二次答申」(答申)：大学教育の充実と個性化のための大学設置基準の大綱化・簡素化等、高等教育機関の多様化と連携、大学院の飛躍的充実と改革、ユニバーシティ・カウンシル<大学審議会>の創設	不透明な時代では試行錯誤しながら教育研究の発展を図っていくため基準は可能な限り緩やかなほうが望ましい
1991	H3	2月「大学教育の改善について」(答申)：大学設置基準上、授業科目区分を設けない、教育上の目的に照らして、必要な授業科目からなる教育課程を体系的に編成するとともに、幅広く深い教養、総合的な判断力を身に付けさせ、豊かな人間性を涵養することにも留意、卒業要件は最低の修得総単位数を記すと定める、自己点検・評価システムの導入など	【大綱化(規制緩和)】各大学で多様で特色あるカリキュラム設計が可能となるよう、授業科目、卒業要件、教員組織等に関する大学設置基準の規定を弾力化(開設授業科目の科目区分を一般教育、専門教育、外国語、保健体育等の廃止、科目区分別の最低修得単位数を廃止し、卒業に必要な総単位数のみ規定、必要専任教員数に係る科目区分を廃止等)各大学で特色あるカリキュラム設計が可能となるよう、学部種類の例示規定や授業科目区分規定を削除、教育課程編成方針規定や既修得単位の認定規定を追加、単位の計算方法弾力化、科目等履修生の制度化、教員組織等の規定を弾力化、自己点検・評価の努力義務化など
1995	H7	9月「大学運営の円滑化について」(答申)：学長・学部長等のリーダーシップの発揮、評議会、教授会の在り方、事務組織の在り方、開かれた大学運営(学生の声を聞くなど)等	
1997	H9	12月「高等教育の一層の改善について」(答申)：大学の理念・目標の明確化、教養教育の重要性の再確認、学習効果を高める工夫、準備学習・復習についての指示、成績評価に対する一層責任のある姿勢、教育活動の評価の在り方、学士の学位授与の基礎資格の付与など 12月「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について」(答申)：テレビ会議システムを利用した「遠隔授業」を大学設置基準上に明確に規定、「遠隔授業」により修得できる単位数⇒124単位のうち30単位まで等	
1998	H10	10月「21世紀の大学像と今後の改革方針について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」(答申)：大学改革の4つの基本理念と具体的な改革方針を提言。①課題探求能力の育成—教育研究の質の向上— ②教育研究システムの柔軟進化—大学の自律性の確保— ③責任ある意思決定と実行—組織運営体制の整備— ④多面的な評価システムの確立—大学の個性化と教育研究の不断の改善—	多様なメディアを高度に利用した授業についての規定追加
1999	H11	3月「大学設置基準等の改正について」(答申)：「21世紀～」(答申)を受けた大学設置基準等改正要綱	自己点検・評価の実施とその結果の公表を義務化。外部検証や履修登録単位の上限設定の努力義務化、単位互換等による単位認定の拡大
2000	H12	6月「大学における学生生活の充実方策について」(廣中レポート)：学生中心の大学への転換に向けた主な具体策	
2001	H13		教員組織に関する規定の弾力化(独自の教員組織を設計可能)
2002	H14	8月「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(答申)：大学・学部の設置認可制の見直しと届出制の導入、基準の一覧性を高め、明確化を図る観点から設置に係る審査の基準について、告示以上の法令に規定 第三者評価(適格認定)制度の導入、法令違反状態の大学に対する是正措置	基準は設置審査の最低基準という観点から、基準の一覧性を高め、明確化を図る
2003	H15	1月「大学設置基準等の改正について」(答申)：大学・学部等の名称、教員組織の年齢構成、学長・教授・助教授の資格など	【準則主義化(様々な法的問題点について、適用されるべき基準や解釈を明確に示す)】大学・学部の設置認可制の見直しと届出制の導入、基準の一覧性を高め、明確化を図る観点から、審議会内規において定めていた審査の基準について、告示以上の法令に規定するとともに、審議会内規を廃止
2005	H17	1月「我が国の高等教育の将来像」(答申)：大学の自らの選択による緩やかな機能分化、学位を与える「課程」中心の考え方へ再整理、入学者選抜・教育課程の改善、「出口管理」の強化等	
2006	H18		教員組織に関する規定の明確化(組織的な連携体制・責任の所在)と弾力化(講座制・学科目制に関する規定削除)、専任教員数等の規定明確化
2007	H19		校地・校舎自己所有要件弾力化の全国化
2008	H20	12月「学士課程教育の構築に向けて」(答申)：学士課程教育の方針、教職員の職能開発、質保証の仕組み強化、基盤となる財政支援	学部等の人材養成の目的・教育研究上の目的の制定及び公表義務化、単位の計算方法の明確化、FD義務化、シラバスの作成・成績評価基準明示の義務化
2009	H21		共同教育課程の制度化
2011	H23		キャリア教育実施の義務化
2012	H24	8月「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて—生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」(答申)：これからの社会像と能力、学士課程の質的転換、現状と学修時間、更なる課題等	
2014	H26	12月「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(答申)：高大接続改革	
2016	H28		教員と事務職員等の連携及び協働の規定追加
2017	H29		SDの義務化
2018	H30	11月「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(答申)：学修者本位の教育への転換、多様性と柔軟性の確保、質保証の再構築(設置基準の抜本的見直し)	工学系の「課程制」導入、専門職大学の創設
2019	H31/ R1		「学部等連携課程」の導入、実務家教員の活用促進、履修証明プログラムへの単位付与導入
2021	R3	4月「ポスト・コロナを見据えた新たな大学教育と産学連携の推進」(経団連)：ハイブリッド型教育の実施に係る環境整備、ハイブリッド型教育の質保証の強化、ハイブリッド型教育に応じたカリキュラム体系の再構築(大学設置基準の抜本的見直しも視野に、単位制度のあり方を検討)、国内外の大学との連携の推進・強化、定員管理の見直し	時代に即したものととして、時代の変化や情報技術の進歩、教育研究の進展を踏まえ抜本的に見直し必要
2022	R4	5月教育未来創造会議第一次提言「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」(内閣官房) 3月「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」(審議まとめ)：国際通用性のある「教育研究の質」を確保するため、質保証システムについて、①最低限の水準を厳格に担保しつつ、②大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていく方向で見直し	【大幅な大学設置基準改正】総則等理念規定の明確化、教育研究実施組織等、基幹教員制度、指導補助者、多様な授業期間設定、単位の計算方法等、卒業要件の明確化、校地、校舎等の施設及び設備の規制緩和等、教育課程等に係る特例制度

*文部科学省公表の資料を基にBetween編集部にて作成

【図表1】大学にまつわる主な法令

種類	法令等	大学に関する主な規定事項
法律 (国会で決定)	教育基本法	【教育の理念や原則】学校の設置者/学校教育や大学、私立学校の役割等
	学校教育法	【学校制度】学校の範囲/設置者/設置基準/設置廃止等の認可…大学の目的/学部/修業年限/入学資格/学位/教職員/認証評価etc.
	国立大学法人法	【国立大学法人の設置、組織、運営】評価委員会/役員及び職員/経営協議会/業務/大学共同利用機関法人/中期目標/財務及び会計/指定国立大学法人等etc.
	地方独立行政法人法	【公立大学の設置、経営】名称/理事長・教員の任命/学長/経営審議機関、教育研究審議機関/中期目標/認証評価/設立認可etc.
	私立学校法	【私立大学の設置、経営】理事会/監事/評議員会/役員を選任/賠償責任/中期計画/財務情報/会計年度etc.
省令 (文科大臣が決定)	大学設置基準	【設置するうえでの最低基準】総則関係(趣旨、目的、入学者選抜等)/学内組織等(基本組織(学部等)、教職員関係、研修、基幹教員関係、教員資格/収容定員/施設等関係(校地面積、校舎面積、施設・設備等)/教育課程等(教育課程の編成方針・方法、単位制度、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法(遠隔授業等)、単位授与、卒業要件、単位認定、長期履修、科目等履修、履修証明制度、特例等(学部等連係、共同教育課程、ジョイントディグリー他)、教育課程等の特例制度等
	学位規則	【学位の要件や授与の手続き】要件/種類/名称/手続等
文科大臣が決定	告示	具体的な基準等に関する決定事項を示すこと
	通知等	施行通知・解釈通知、ガイドライン等の連絡

*文部科学省資料を基にBetween編集部でまとめ

Q. 大学設置基準とは？

A. 大学設置にあたって求めらるる必要最低の基準を定めた省令。大学の設置、運営に係る法令は各種あり【図表1】、このうち「大学設置基準」は、大学を設置するための必要な最低の基準を定めた文科省の省令だ。大学という学校制度について定めた法律「学校教育法」では第3条で「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」とされており、ここでいう「設置基準」が大学設置基準を指している。よって大学は、「教育研究上の基本組織」や「教員の資格」「収容定員」「教育課程」「卒業の要件等」「校地、校舎等の施設・設備」などの設置基準を下回らな

Q. 改正の経緯や背景は？

A. 中教審の答申を具現化するために改正された。大学設置基準が制定されたのは1956年。それ以降、時代の変化と中教審の答申等を反映し、改正を繰り返してきた。そのため、制度の理解度が各自で異なることも多い。「建設的な議論のためには、まず、構成員の認識をある程度揃えておく必要がある。その際、改正事項をミクロではなく、マクロで押さえたほうが理解しやすい」(宮林氏)。「図表2」は、これまでの改正の流れを中教審等の動きと合わせて年表化したものだ。例えば、1991年の「大綱化」では、「不透明な時代では、試行錯誤しながら教育研究の発展を図るため規制緩和を」という答申のもと、大幅な規制緩和(大綱化)が行われ、科目区分や区分ごとの最低修得単位数などが廃止になっ

そもそも大学設置基準とは？

1991年の「大綱化」、2003年の「準則主義化」以来の大幅な改正に至った背景やその意図、従来の制度との違いは何か。多くの大学の疑問に答える形で読み解いてみた。

なぜ改正？ 基幹教員と専任教員の違いは？ 大学設置基準改正の「ココ」がわからない！



いように運営し、その水準の向上に努めなければならぬ。

【図表4】大学設置基準の改正前後の違いと主な変更点

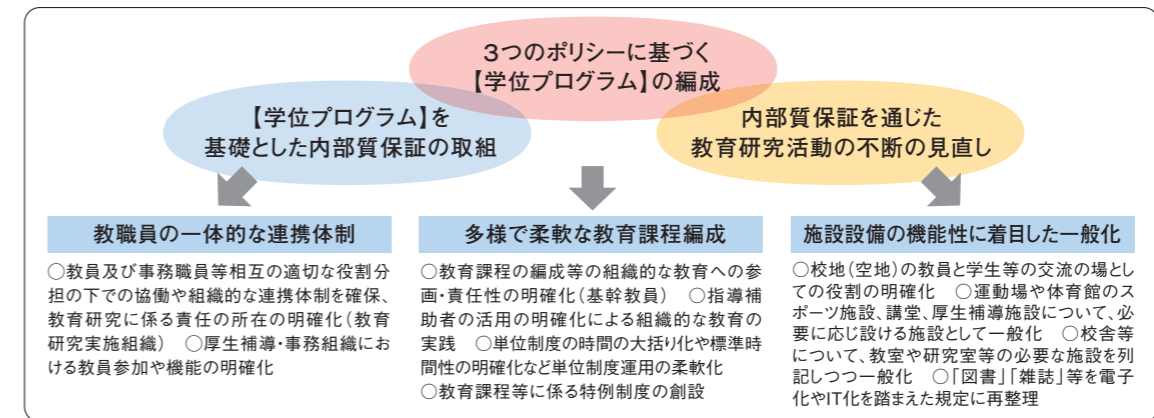
※色文字は改正箇所

分類	改正前	改正後	主な変更点
総則関係	趣旨／教育研究上の目的／入学者選抜等：第1条～第2条の3	趣旨／教育研究上の目的／入学者選抜等：第1条～第2条の2	
学内組織等	基本組織(学部等)：第3条～第6条	基本組織(学部等)：第3条～第6条	
	教員組織：第7条	教職員関係(教育研究実施組織／厚生補導組織／大学運営組織)：第7条	▶教育研究活動から、課外活動を含む厚生補導に教職協働で関わる仕組みを整備する
	事務組織：第41条他	研修(FD・SD)：第25条の3、第42条の3	▶担当教員だけでなく、チームに加わって授業運営を行う、TA・SA等に対する研修の義務化
	研修(FD・SD)：第25条の3、第42条の3	授業科目担当(基幹教員定義)：第8条	▶基幹教員＝定義は○学部所属ではなく、その学位プログラムに責任を持つという要件に
教員関係	専任教員 専任教員数：第12条～第13条	基幹教員数：第10条、別表第1・2	▶複数の大学・学部でも必要最低教員数に1/4まで参加が可能に
	授業科目担当：第10条	教員資格：第12条～第17条	
	教員資格：第13条の2～第17条		
収容定員	収容定員(必要となる教育資源を算定)：第18条	収容定員(必要となる教育資源を算定)：第18条	
施設等関係	校地面積：第37条	校地面積：第37条	
	校舎面積：第37条の2	校舎面積：第37条の2	
教育課程等	教育課程の編成方針・方法：第19条～第20条	教育課程の編成方針・方法：第1条の3、第19条～第20条	▶3ポリシーに基づく教育課程の編成等や自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた不断の見直しを行うことを明確化
	単位制度(1単位45時間、講義・演習15時間～30時間、実験、実習・実技30時間～45時間等)：第21条の2	単位制度(1単位45時間標準、講義・演習・実験・実習・実技：おおむね15～45時間等)：第21条の2	▶1単位に必要な授業方法別の授業時間数は自由に決めてよい※1単位＝授業外学修も含め45時間は維持※医療関係職種養成所や教職課程は別途規定あり
教育課程等	授業期間(1年35週、10・15週原則)：第22条～第23条	授業期間(1年35週/8・10・15週その他適切な期間)：第22条～第23条	▶授業期間は大学の判断で、10週や15週以外の多様な期間に設定可能に
	授業を行う学生数：第24条	授業を行う学生数：第24条	
	授業の方法(遠隔授業等)：第25条	授業の方法(遠隔授業等)：第25条	
	卒業要件(4年以上、124単位以上/遠隔60単位上限)：第32条	卒業要件(124単位以上+大学が定める要件/遠隔60単位上限)：第32条	▶厳密に丸4年間の在籍を求めるものではないことを明確化
	単位授与(試験)：第27条	単位授与(試験、その他適切な方法)：第27条	▶試験以外の評価方法でも単位認定できることを明確化
	単位認定(他大学、学校外学修、入学前修得)：第27条の3～第30条	単位認定(他大学、学校外学修、入学前修得)：第27条の3～第30条	
	長期履修、科目等履修、履修証明制度：第30条の2～第31条	長期履修、科目等履修、履修証明制度：第30条の2～第31条	
	特別等(学部等連係課程、共同教育課程、ジョイントディグリー他)：第42条の3の2、第43条～第49条、第50条～第56条	特別等(学部等連係、共同教育課程、ジョイントディグリー他)：第41条、第43条～第49条、第50条～第56条	
		教育課程等の特例制度(新設)等：第57条	▶内部質保証が機能していること等を前提に、申請し認定されれば、12の特例対象規定によらない先導的な取り組みが可能(学位プログラム単位)
	事前規制	新たな組織(大学、学部等)の設置：上記基準の各規定や関係法令等の適合可否について、設置認可審査や設置計画履行状況等調査(AC)を実施	新たな組織(大学、学部等)の設置：上記基準の各規定や関係法令等の適合可否について、設置認可審査や設置計画履行状況等調査(AC)を実施
事後チェック	設置後の組織(大学、学部等)の運営：自己点検・評価、認証評価(法令適合性の確認含む)、情報公表(義務及び奨励)	設置後の組織(大学、学部等)の運営：自己点検・評価、認証評価(法令適合性の確認含む)、情報公表(義務及び奨励)	▶認証評価で、「基幹教員数や個々の基幹教員の学位、教育・研究業績、経歴、所属、教育課程の編成その他の学部運営への参画状況、担当科目(主要/主要以外、単位数など)」を確認

*文部科学省「令和4年度大学設置基準の改正について～学修者本位の大学教育の実現に向けて～」(2022年)、同解説動画を基にBetween編集部で作成

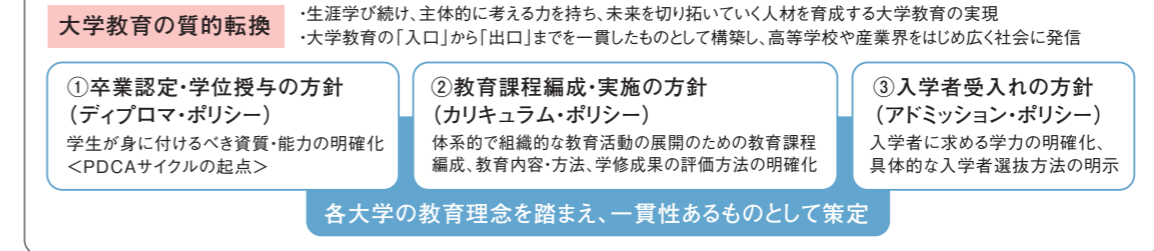
【図表3】文部科学省が解説する「大学設置基準改正の背景について」

今回の大学設置基準等の改正は、3ポリシーに基づく「学位プログラム」の編成とそれを基礎とした「内部質保証」による教育研究活動の不断の見直しの考え方を根幹としています。



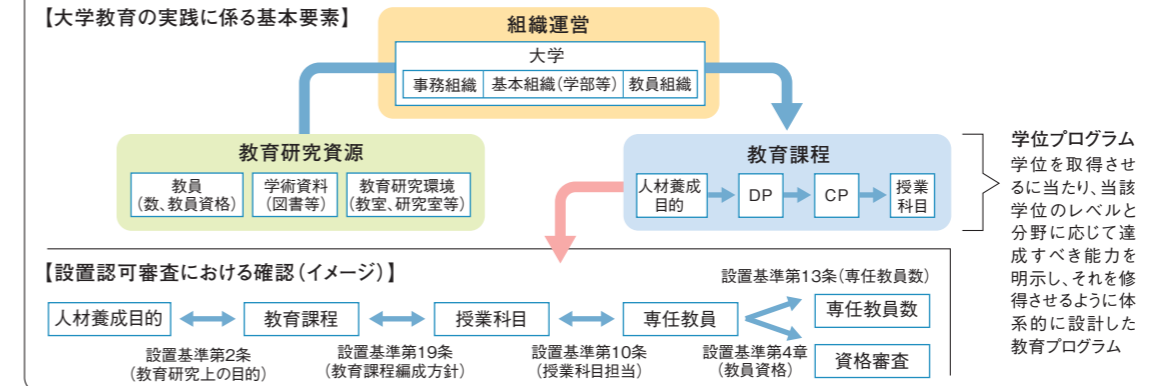
解説 改正のキーコンセプトは、学位プログラム。学位プログラムは、3つのポリシーに基づいて編成されるものであり、内部質保証は、学位プログラムを基礎として行われるべきことを、理念上明確にすること、「内部質保証」による教育研究活動の不断の見直し」が求められることを理念上明確にすることが改正全体の根幹。

大学教育の充実に向けたPDCAサイクルの確立



解説 2017年度より、3ポリシーの設定が法令上義務となったが、これらに基づく教育の実質化は必ずしも十分ではないという指摘もあり、改正を機に、3ポリシーの再検討も求められている。

3つのポリシーに基づく大学教育の実践に係る基本要素



解説 教育課程については、各大学等の人材養成目的に沿って策定したディプロマ・ポリシーに基づいて、カリキュラム・ポリシーを策定し、これに基づき、個々の授業科目を設定することが求められている。設置認可審査においても、それぞれの項目間での関連性、整合性等も踏まえた確認・指摘がなされる。

Q. 改正で何が変わる?

A. 規制緩和により大学の裁量が拡大。問われる教育への姿勢。

今回の改正の特徴は、大幅な規制緩和による変更点が多いこと【図表4】。以下、主な変更点を見ていく。

「総則」に関しては3Pに基づく教育課程の編成等や自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた不断の見直しを行う旨が明確化された。

「学内組織等」と「教員関係」では、大きな変更が3つある。1つ目は、別々に設けていた教員組織と事務組織や、厚生補導の組織、教職協働の規定の一体化。教育研究活動から、課外活動を含む厚生補導は、教職協働による「教育研究実施組織」で関わることで定められた。文科省の解説では、これは新たな部署をつくることではな

*文部科学省「令和4年度大学設置基準等の改正について～学修者本位の大学教育の実現に向けて～」(2022年)、同解説動画を基にBetween編集部で作成(一部省略)

た。2003年の準則主義化では、最低限必要な客観的基準に再整理され、届出制度が導入されている。これら連続と続く「多様で特色ある教育を促す」規制緩和の流れの下、今回の改正の発端となったのが、2018年の*1グランドデザイン答申だ。「時代の変化や情報技術の進歩、大学教育の進展を踏まえ、(中略)抜本的に見直す必要がある」との提言を受け、質保証システム部会で審議を重ね、今般の改正に至ったが、実はその前に、基幹教員制度の布石となる、学科を超えた教員編成が可能で「工学系の課程制」(2018年)や、教員が他学部との兼務可能な「学部等連係課程」(2019年)も導入されている。

改正の狙いは、一言で言うと、文科省資料の副題にもなっている「学修者本位の大学教育の実現」のため。よって改正のキーコンセプトは学位プログラムの実質化だ【図表3】。学位プログラムは本来、3ポリシーを基に編成され、内部質保証により教育研究の不断の見直しが行われるものだが、その実質化が十分でない現状がある。文科省は、今回の改正を機に「3Pの再検討も求められている」としている。実際、今回取材した桐蔭横浜大学は、「大学全体のユニバー

*1 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」中央教育審議会

【図表6】新基準活用に向けた5つのステップ

ステップ	1 改正をマクロで理解する 教職が交ざるSDを実施	2 自学の課題解決に向けた改正基準 の生かし方を考える	3 中期計画に 反映する	4 必要に応じて 学則等を改定	5 改正基準を活用し、 改革を行う
ステップ					
内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶背景やこれまでの高等教育政策の流れを押さえてマクロで見たほうが改正の本質を理解しやすい ▶設置基準や教育制度の理解は人により差があるので、建設的な議論のためにより確かに理解する研修は必須 ▶大学全体に影響が及ぶので、教務部だけでなく、管理部門の職員や教員、執行部も含めて参加を ▶外部にレクチャーを頼んだ方が特に執行部には受け入れられやすい傾向が 	<ul style="list-style-type: none"> ▶新基準への移行は、新設改組がきっかけになるので、それを想定して早めに検討を ▶補助金事業などの申請条件になる可能性もあることを想定しておく ▶次期幹部教職員によるワーキンググループで検討するとよい 	<ul style="list-style-type: none"> ▶2で検討したアイデアを盛り込んで中期計画を立てる ▶検討の結果、必要に応じて3Pの見直しや、教学マネジメント、内部品質保証の体制も整える 	<ul style="list-style-type: none"> ▶文科省の通知を参照し確認する(例：現在の1単位当たりの授業時間数や学年暦で教育効果は上がっているか等) ▶受審する認証評価機関の動きも注視しておく 	<ul style="list-style-type: none"> ▶学位プログラムごとに不断の見直しを行う ▶基幹教員制度については、教員のモチベーションが上がる丁寧なコミュニケーションや制度設計が必要 ▶教員の採用方法の見直しも検討を ▶基幹教員にまつわる情報公表の準備も忘れずに

* 取材を基にBetween編集部にて作成

【図表5】改正基準適用に向けた基本情報Q&A

対象は？	大学、高専、大学院、専門職大学、短大、専門職短大、専門職大学院、大学・短大通信教育 ※大学院、専門職大学院では「基幹教員制度」の導入はない											
いつから適用しなければならない？	申請・届出年度や開設年度	旧基準適用 / 新基準適用										
	2022年度(R4)改正基準施行前や施行時に届出・申請中	○ / ×										
	2023年度(R5)に行おうとする設置等の届出	選択可能										
	2024年度(R6)に行おうとする設置等の認可申請に係る審査や設置等の届出											
	2025年度(R7)に行おうとする設置等の認可の申請や届出	× / ○										
それ以降の認可申請や届出	× / ○											
適用の組織の範囲は？	一部の組織の設置等の認可申請や届出でも全学での適用が求められる											
差し当たって新設改組などの予定がない場合は？	設置等の認可申請や届出がない場合は、旧基準のままでもよい(切り替えの期限なし)											
直ちに学則を変更しないと法令違反になる？	今回の改正に合わせて学則改正の要否について検討する必要はあるが、直ちに改正しなくても、法令違反にはならない											
2024年度開設予定、収容定員増の大学で、改正基準で申請した大学一覧	<table border="1"> <tr> <td>下関市立大学</td> <td>データサイエンス学部データサイエンス学科開設</td> </tr> <tr> <td>金沢学院大学</td> <td>情報工学部情報工学科開設</td> </tr> <tr> <td>東邦大学</td> <td>薬学部の収容定員増による学則変更</td> </tr> <tr> <td>大和大学</td> <td>政治経済学部グローバルビジネス学科の収容定員増による学則変更</td> </tr> <tr> <td>高知健康科学大</td> <td>大学開設</td> </tr> </table>		下関市立大学	データサイエンス学部データサイエンス学科開設	金沢学院大学	情報工学部情報工学科開設	東邦大学	薬学部の収容定員増による学則変更	大和大学	政治経済学部グローバルビジネス学科の収容定員増による学則変更	高知健康科学大	大学開設
下関市立大学	データサイエンス学部データサイエンス学科開設											
金沢学院大学	情報工学部情報工学科開設											
東邦大学	薬学部の収容定員増による学則変更											
大和大学	政治経済学部グローバルビジネス学科の収容定員増による学則変更											
高知健康科学大	大学開設											

* 文部科学省資料や取材を基にBetween編集部で作成

く、「しくみ」を指していることに注意。2つ目は、TA・SAの授業分担の拡大だ。併せて研修も義務化されている。3つ目は、「1の大学に限り、専ら当該大学に従事」という専任教員制度が、「学位プログラムに責任を持つ」基幹教員制度に改められ、かつ常勤以外の教員も必要最低教員数に算入可能になった。「施設等関係」では、運動場等は必ず設けなくてもよく、図書館の資料は電子ジャーナルも対象になった。

「教育課程等」の主な変更点は6つ。1つ目は編成方針・方法について、3Pに基づく編成、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた不断の見直しを行うことが明確化されたこと。教学マネジメントが実質義務化されたと言えらる。2つ目は、単位の計算方法の変更だ。「1単位あたり標準45時間の学修を必要」は変わらないが、授業方法別の時間数は大学が自由に決めてよい。3つ目として、授業期間も大学の判断により、10週、15週以外の多様な期間を設定できるようにになった。4つ目は卒業要件。「124単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする」と変更され、厳密に丸4年間の在籍が求められるものではなくなった。5つ目は、単位の授与可申請や届出については、新旧いずれの基準でも選択できたが、2025年度以降については、新基準が一律に適用される。なお、経過措置として、設置等の認可申請や届出がない場合は、旧基準のままでも運営可能だ【図表5】。

Q. 改正後の基準を適用している大学事例は？

A 2024年度設置等で新基準を適用して申請した大学は5大学。現時点では網羅的な把握はされていないが、2024年度に設置等をするに当たり、新基準を適用して申請した大学はある【図表5】。

Q. どのタイミングで新基準に移行すべきか？

A 改組、もしくは基幹教員制度導入のタイミングが考えられる。2025年度以降設置等の申請や届出をする場合は、自動的に適用する必要があるが、それ以外の場合は、「既存組織外の教員を1/4まで必要最低教員数にカウントできる基幹教員制度を活用するなど、教員組織の大胆な見直しを図りたいときなど」(宮林氏)がある。例えば大阪電気通信大学は、2024年度より教員連続で

が、試験以外の方法でも認定できることを明確にしたこと。そして6つ目は、「特例制度」の新設だ。これは、大学が挑戦したい新しい教育があっても、設置基準がネックになる場合、申請し認定されれば、基準を超えた取り組みが可能になる制度だ。なお、「事後チェック」では、認証評価において基幹教員制度のことなどはチェックされるようになる。巻頭の宮林氏の言葉を借りれば、「リソースが乏しくてもアイデアさえあればゲームチェンジャーになれる好機」と言えるこの大幅な変更点のうち、多くの大学の関心が高い「基幹教員制度」「教育研究実施組織」「特例制度」「認証評価」については、P.18より詳しく解説する。

Q. いつからどこが適用される？

A 経過措置はあるが、今後の設置等認可の申請や届出は、全学で新基準が適用。

対象は大学だけでなく、短大、専門職大学、専門職短期大学、大学院、専門職大学院、高専も含む。そして、設置等の認可申請や届出をする場合は、既存学部を含め全学に適用しなくてはならない。2024年度開設までの設置等の認

学部開設とカリキュラム改革の予定があるため、2024年度から新基準を適用する。桐蔭横浜大学では、まず、「学部等連係課程制度」を利用して学環をつくり、基幹教員制度に向けて、異なる学部の教員兼務や連携体制を整えている。

Q. 新基準適用に向けた進め方は？

A まずは、背景や経緯を含め、新基準について全学で勉強会を。今般の改正は「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」が契機の一つであることから、どう「対応」「活用」するかは、中長期的な経営視点で考えよう。「教務だけ」「幹部だけ」の話にとどめず、全学で議論し、中期計画に反映させるためにも、教育の当事者である現場の教職員も含めて、新基準を正しく理解することから始めたい。【図表6】には、取材先の意見を基に新基準の建設的な活用に向けた進め方を5つのステップにまとめたので、参考にされたい。

時代の変化、社会ニーズに即した教育のアップデートは今後、間違いなく求められる。直近で改組を計画していなくても、学内で活用を協議しておく必要がある。